

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

〔一九九四年五月六日号〕

議会関係

上院、銀行の州際出店を認める法案を可決。

SEC 関係

ビーズ SEC 委員、FASB の提案しているストック・オプションの費用計上を義務づける内容のルールを批判、むしろストックオプションの価値を注記で開示すべきであると発言。

取引所・自主規制機関等関係

FASB、四月一四日、金融派

生商品の情報開示拡充を提案するエクスポージャー・ドラフトを発表。

アメリカン証券取引所、米国証券取引所として初めて香港株式インデックス・オプションを上場。

NASD、今年後半にもリミティッド・パートナーシップに係る売買気配情報をその電子情報表示システム (electronic OTC Bulletin Board) に加えたいと表明。

ニューヨーク証券取引所、五月五日、企業が議決権等の点で異なる複数のクラスの株式を上場することを認める規則改正案を発表 (但し上場企業が既存の株主の議決権を薄めること (例えば super-voting 株の発行) は禁じられる)。SEC の承認の後に施行される予定。アメリカン証券取引所及び NASDAQ は既に同じ制度を採用している。

銀行監督機関関係

OCC、メロン銀行によるドレイファスの子会社化を一三項目にのぼる条件を付けた上で認可。

(一九九四年五月二〇日号)

議会関係

上院、FASBの提案しているストック・オプションの費用計上を義務付ける規則提案に反対する決議を採択。

GAO、派生商品規制に係る報告書を発表。主な提言は、議会に対して、(一)現行制度で規制対象外となっている証券会社及び保険会社の派生商品子会社のSEC等連邦規制機関による監督、(二)証券・銀行等金融監督機関の改組・近代化・金融規制諸機関に対して、(三)市場に関する情報の一元的収集・維持、(四)一貫性のある自己資本規制の開発・実施、(五)独立の監査及び内部管理に関する具体的

要件の確立、(四)派生商品ディーラーのリスク管理システムの包括的年次検査の実施…FASBに対して、(一)派生商品に関するディスクロージャー及び金融商品の公正な評価についてのエクスポージャー・ドラフトの発表、(二)派生商品に係る包括的会計規則についてのエクスポージャー・ドラフトの作成・発表、(三)派生商品を含む全ての金融商品に関する時価主義会計モデル採用の検討…SECに対して、(一)SECに登録している大口のエンドユーザーが独立の監査及び内部管理について企業内要件を確立することの確保、等。

マキー下院通信金融小委員会委員長、派生商品規制に係るGAOの提言の全てを支持する、本年中にその実施のための法案を提出することを考えたと発言。ニューマン財務次官、派生商品のリスクは監視されるべきものではあるが、GAOも含め、それが喫緊の危機であるとする者はいないと考えたと発言。レビットSEC委員長、GAOの発表した派生商品に関する報告書に関連して、現

時点においては追加的な規制措置は必要ないと発言。証券・銀行業界の六団体、派生商品は現在の金融業務において不可欠な商品であり、各国の企業、金融機関及び政府機関にとって極めて重要なリスク管理手段となっている、GAOの提言が仮に実施されれば派生商品の取引コストの上昇及びアベイラビリティの低下を招くことになろうとする合同声明を発表。

ディングエル下院エネルギー商業委員会委員長、外国政府からの特定証券の取引停止に係る要請があった場合の対応について指針を設けるようSECに要請。三月にメキシコで大統領候補者が殺害された際に同国政府が米財務省に米国で取引されているメキシコ企業株式の取引停止を要請し、結果としてそれらの銘柄の取引開始時刻が遅れたことに関するもの。

SEC関係

レビットSEC委員長、上院歳出小委員会におい

て一九九五年の大統領予算案の中で最も重要な内容はSECの活動資金をSECの徴収した手数料で賄うという提案であると証言。

レビットSEC委員長、上院銀行証券小委員会において、議会はSECが連邦証券法違反の教唆・幫助に対し差し止め命令その他の措置を取りうることを明確にすると同時に私的訴権を回復する内容の法案を通過させるべきだと証言。

SEC、企業が利益予想等将来の予想を株主またはアナリストに供給する際のセーフハーバー・ルールを充実させる方向で改正すると表明。

SEC、二年間にわたって調査を行ってきた問題証券外務員に係る報告書を発表。相当数の不適切な販売行為事例が認められたことを踏まえ、レビットSEC委員長、問題外務員の取り締まり強化の必要性を表明。

取引所・自主規制機関等関係

S I A、現行制度では S E C による規制対象外となっている証券会社の派生商品子会社について自主規制の枠組みを策定する意思があるとベッカー S E C 市場規制局長に宛てた書簡で表明。

C M E、C F T C に対し日経三〇〇先物及びオプション取引の上場認可を申請。

I C I がスポンサーしたミューチュアル・ファンド業界のパネル、ミューチュアルファンドのファンドマネージャー等の個人的証券売買に係る倫理綱領を提案。主な内容は、(一)新規公開株買付の禁止及びその他新規発行証券買付の制限、(二)私募証券買付の制限、(三)短期売買の禁止、(四)ファンド勘定で売買した銘柄の個人的売買を制限する期間の設定、(五)ファンド取締役会による監視の強化、(六)ファンド株主に対する個人的証券売買の開示等。